令和８年６月定例会

令和８年６月４日（木曜日）

◎　出欠席議員氏名

丹　野　貞　子　議長　　吉　田　芳　美　副議長

出　席　議　員（１４名）

１番　漆　山　光　春　議員	２番　東海林　信　弘　議員	３番　林　　智　議員
４番　増　川　憲　一　議員	５番　安孫子　真　弥　議員	６番　木　村　章　一　議員
７番　奥　山　英　幸　議員	８番　安　達　智　勇　議員	９番　佐　藤　修　二　議員
１０番　鈴　木　英　友　議員	１１番　石　垣　光　洋　議員	１２番　細　矢　誓　子　議員
１３番　吉　田　芳　美　議員	１４番　丹　野　貞　子　議員	

欠　席　議　員（０名）

◎　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

鈴　木　淳　子	事　務　局　長	髙　橋　　肇	局長補佐兼係長
田　川　美和子	専　　門　　員	高　木　　一	総　括　主　任

◎　説明のため議場に出席した者の職氏名

森　谷　俊　雄	町　　長	河　内　耕　治	副　町　長
板　坂　憲　助	教　育　長	清　野　一　晴	監　査　委　員
日　塔　俊　浩	防災・危機管理監兼 総　務　課　長	軽　部　広　文	防災危機管理課長
萩　谷　敏　洋	政策推進監兼 企画財政課長	今　田　史　明	くらし応援課長
軽　部　昭　博	税務町民課長	日下部　敦　子	健康福祉課長
菅　藤　美　紀	地域医療企画主幹	池　田　恵　子	こどもみらい課長
泉　　政　彦	農林振興課長併 農業委員会事務局長	松　田　浩　一	商工観光課長
奥　山　明　子	雛とべに花の里推進主幹	大　泉　正　博	都市整備課長
土　方　一　郎	上下水道課長	真　木　秀　章	会計管理者兼 会　計　課　長
宇　野　　勝	学校教育課長	秋　場　弘　昭	生涯学習課長

◎ 議 事 日 程

令和８年６月４日（木）　午前９時開会、開議

議事日程第１号

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　諸報告

（１）議長報告

（２）西村山広域行政事務組合議会報告

（３）町長報告

日程第４　　議案の上程

議第２５号　河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第２６号　河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第２７号　令和８年度河北町一般会計第１回補正予算について

議第２８号　令和８年度河北町水道事業会計第１回補正予算について

議第２９号　令和８年度河北町下水道事業会計第１回補正予算について

議第３０号　河北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

議第３１号　河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

議第３２号　第３号源泉掘削工事請負契約の締結について

議第３３号　サハトベに花自家発電機等更新工事請負契約の締結について

議第３４号　河北町民体育館外部改修工事請負契約の締結について

議第３５号　自走式仮設水洗トイレカーの取得について

議第３６号　災害用可搬式冷房機器の取得について

議第３７号　河北町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第５　　提案理由の説明

日程第６　　議案の審議、採決

議第２５号　河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第２６号　河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第３２号　第３号源泉掘削工事請負契約の締結について

議第３３号　サハトベに花自家発電機等更新工事請負契約の締結について

議第３４号　河北町民体育館外部改修工事請負契約の締結について

議第３５号　自走式仮設水洗トイレカーの取得について

議第３６号　災害用可搬式冷房機器の取得について

議第３７号　河北町固定資産評価審査委員会委員の選任について

散　　会

◎　本日の会議に付した事件

議事日程第１号のとおり

◎　開　　議

午前９時

○丹野貞子議長　おはようございます。

本日の欠席通告議員はおりません。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、令和８年６月河北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

７番　奥　山　英　幸　議員

６番　木　村　章　一　議員

の両名を指名します。

○丹野貞子議長　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期については、去る５月25日、議会運営委員会に協議をお願いしたところ、お手元に配付してあります会期日程のとおり決定しております。本定例会の会期は、議会運営委員会決定のとおり、本日から６月９日までの６日間と決定するに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から９日までの６日間と決定しました。

令和８年６月河北町議会定例会会期日程（議運決定）

月　　日	本　　会　　議	委　　員　　会	摘　　要
６月４日 (木)	午前９時開会、開議 １　会議録署名議員の指名 ２　会期の決定 ３　諸報告 ⑴　議長報告 ⑵　組合議会報告 ⑶　町長報告 ４　議案の上程 ５　提案理由の説明 ６　議案の審議、採決 散　　会		議案件数 予算　　３件 条例　　４件 その他　６件 計　　１３件
６月５日 (金)	休　　会		議案調査

6月6日 （土）	休　　会		
6月7日 （日）	休　　会		
6月8日 （月）	午前9時開議 1　一般質問 散　会		
6月9日 （火）	午前9時開議 1　一般質問 2　議案の審議、採決 3　議員の派遣 4　閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可 閉　会		

○丹野貞子議長　日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長から報告します。

1　3月分（水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計）及び4月分例月出納検査報告書

2　村山地方町村議会議長会定例総会議決事項

3　議員の派遣

4　mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

以上4件について、資料により報告します。

続いて、組合議会の報告を行います。

西村山広域行政事務組合議会の報告を求めます。

「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員）　令和8年第1回西村山広域行政事務組合議会定例会についてご報告申し上げます。

本定例会は、令和8年3月24日午後2時から寒河江市議会議事堂で開催されました。

提案されました議案4件の概要について申し上げます。

初めに、議第5号令和7年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県衛星通信システム第3世代化工事に係る負担金の増額に伴う所要の補正をしようとするものであります。

その結果、322万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を19億3,587万9,000円とするものであります。

次に、議第6号令和8年度西村山広域行政事務組合一般会計予算について説明申し上げます。

令和8年度の予算につきましては、関係市町の財政事情を考慮し、歳入の確保と経費の節減に努め、計画的な事業の執行と健全財政の堅持を念頭に、付託された事務事業の遂行に万全を期すことを基本として編成いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ18億7,287万2,000円で、前年度当初予算と比較して4,177万5,000円の減となっております。

以下、予算の大要について申し上げます。

最初に歳入ですが、第１款第１項第１目事務費分担金8,406万7,000円は、前年度に比べ152万7,000円の増額ですが、これは総務費における人件費の増が主な要因であります。

同じく第２目民生費分担金１億1,758万2,000円は、前年度に比べ2,191万3,000円の増額ですが、これは民生費における委託料の増によるものであります。

同じく第３目消防費分担金13億7,635万2,000円は、前年度に比べ685万9,000円の減額ですが、これは消防費における事業費の減によるものであります。

同じく第４目交付税措置収入4,084万7,000円は、前年度に比べ148万円の増額ですが、こちらは起債償還に係る交付税収入の増によるものです。

同じく第２項第１目民生費負担金１億3,988万3,000円は、前年度に比べ399万3,000円の減額ですが、これは養護老人ホーム明鏡荘に係る措置費単価の減により民生費負担金収入が減となることによるものです。

第３款消防費国庫補助金は、前年度に比べ929万円の皆減となりますが、これは令和７年度に救急医療情報共有システムの導入費用に係る国からの交付金収入があったことによるものであります。

第６款第１項第１目財政調整基金繰入金1,000円は、前年度に比べ1,164万3,000円の減額、同第２目消防施設整備基金繰入金1,300万円は、前年度に比べ5,590万7,000円の減額となりますが、これはいずれも繰入れ対象事業費の減によるものであります。

第９款第１項第１目民生債2,240万円は、前年度に比べ850万円の減額となりますが、これは明鏡荘サッシ・ガラス改修工事に係る地方債の借入れを見込んでおります。

同第２目消防債6,540万円は、2,830万円の増額となりますが、消防車両の整備に係る地方債の借入れを見込んでおります。

次に、歳出について申し上げます。

第１款第１項第１目議会費173万2,000円は、前年度に比べ14万2,000円の減額ですが、これは議員視察研修用車両運行業務委託料など委託料の減によるものであります。

第２款第１項第１目一般管理費8,242万7,000円は、前年度に比べ169万2,000円の増額ですが、これは人件費の増によるものであります。

第３款第１項第１目老人福祉施設総務費２億7,575万3,000円は、前年度に比べ688万8,000円の増額でありますが、これは養護老人ホーム明鏡荘指定管理料の増額によるものであります。

第４款第１項第１目常備消防費12億2,711万円は、前年度に比べ964万1,000円の減額でありますが、これは通信指令施設部分更新業務委託料の皆減が主なものであります。

同第２目消防施設費２億1,777万3,000円は、前年度に比べ1,976万2,000円の増額でありますが、これは消防ポンプ自動車更新などの備品購入費の増が主なものであります。

第５款第１項公債費6,307万7,000円は、前年度に比べ6,433万4,000円の減額でありますが、これは平成25年度及び令和２年度に借入れした起債の償還が令和７年度で完了したことによるものであります。

第６款第１項予備費500万円は、前年度に比べ400万円の増額でありますが、これは、施設の老朽化などによる設備の故障や大規模災害における消防職員の時間外手当等の支出など、当初予定していない突発的な事案への対応を考慮し、増額するものであります。

実例としまして、令和７年３月に起きた岩手県大船渡市での林野火災では、緊急消防援助隊として出動し、330万円ほどの時間外手当の支出を要した件や、また、令和７年度に消

防本部車庫のオーバースライダーの故障により300万円を超える修繕料の支出を必要とする事案がありました。

西村山広域行政事務組合の議会につきましては、定例会は年２回の開催であり、補正予算を議会に提案できる機会が限られております。昨年度の一般会計の予備費は100万円と、このような突発的な事案が起きた場合に対応できる予備費としては少額であることから、増額するものであります。

次に、議第７号令和８年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計予算について申し上げます。

令和８年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ13億3,684万5,000円で、前年度当初予算と比較して２億1,092万9,000円の増となっておりますが、本特別会計につきましては、本町と直接関わりがありませんので、詳細の説明を省略いたします。

次に、議第８号西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、山形県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、給料表について号級の増設を行うため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案されました４議案につきましては、原案のとおり可決されましたことをご報告申し上げ、令和８年第１回西村山広域行政事務組合議会定例会報告を終わらせていただきます。

○丹野貞子議長　以上で組合議会の報告を終わります。

続いて、町長報告を行います。

町長から本定例会において報告したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長　おはようございます。

本日、令和８年６月河北町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして報告すべき事項について申し上げます。

最初に、損害賠償に関する専決処分の報告について申し上げます。

去る令和８年３月30日、河北町谷地地内において発生した案件の損害賠償について、地方自治法第180条第１項の規定により、専決処分をさせていただいたものであります。専決処分の内容につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、同条第２項の規定により報告とさせていただきます。

次に、令和７年度河北町一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書について申し上げます。

令和７年度河北町一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書について、お手元に配付しております報告書のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものであります。

次に、令和７年度河北町水道事業会計予算の繰越計算書について申し上げます。

令和７年度河北町水道事業会計予算の繰越計算書について、お手元に配付しております報告書のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものであります。

次に、令和７年度河北町下水道事業会計予算の繰越計算書について申し上げます。

令和７年度河北町下水道事業会計予算の繰越計算書について、お手元に配付しております報告書のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものであります。

次に、令和７年度河北町土地開発公社決算

書について申し上げます。

令和７年度河北町土地開発公社決算書は、お手元に配付のとおりでございますので、地方自治法第243条の３第２項の規定によりご提出申し上げ、報告とさせていただきます。

次に、令和７年度株式会社河北町べに花の里振興公社決算書について申し上げます。

令和７年度株式会社河北町べに花の里振興公社決算書は、お手元に配付のとおりでありますので、地方自治法第243条の３第２項の規定によりご提出申し上げ、報告とさせていただきます。

なお、町職員からは、取締役として新たに萩谷敏洋政策推進監兼企画財政課長、松田浩一商工観光課長兼児童動物園長兼特定プロジェクト推進主幹が選任されております。

また、河北町ガバメントクラウド運用管理補助業務委託（長期継続契約）外17件の契約の締結につきましては、お手元に配付いたしております書面をもって報告とさせていただきます。

以上24件について、ご報告申し上げます。

○丹野貞子議長　以上で町長報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

○丹野貞子議長　日程第４、議案の上程を行います。

議第２５号　河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第２６号　河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

議第２７号　令和８年度河北町一般会計第１回補正予算について

議第２８号　令和８年度河北町水道事業会計第１回補正予算について

議第２９号　令和８年度河北町下水道事業会計第１回補正予算について

議第３０号　河北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

議第３１号　河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

議第３２号　第３号源泉掘削工事請負契約の締結について

議第３３号　サハトべに花自家発電機等更新工事請負契約の締結について

議第３４号　河北町民体育館外部改修工事請負契約の締結について

議第３５号　自走式仮設水洗トイレカーの取得について

議第３６号　災害用可搬式冷房機器の取得について

議第３７号　河北町固定資産評価審査委員会委員の選任について

以上13議案を一括上程します。

○丹野貞子議長　日程第５、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長　本日ご提案申し上げております議案につきまして、ご説明申し上げます。

本日の議案について提案理由の説明を申し上げる前に、４月１日付で職員の人事異動を発令いたしましたので、課長級職員の異動職員をご報告申し上げます。

防災危機管理課長兼豪雨災害復旧・復興推進室長に軽部広文、政策推進監兼企画財政課長に萩谷敏洋、くらし応援課長兼特定プロジェクト推進主幹に今田史明、健康福祉課長に日下部敦子、健康福祉課地域医療企画主幹に菅藤美紀、農林振興課長兼災害対策主幹兼特定プロジェクト推進主幹併せて農業委員会事

務局長に泉政彦、商工観光課長兼児童動物園長兼特定プロジェクト推進主幹に松田浩一、都市整備課長兼災害対策主幹に大泉正博、会計管理者兼会計課長に真木秀章、上下水道課長兼災害対策主幹に土方一郎、議会事務局長併せて監査委員事務局長に鈴木淳子を充てております。

それでは、本日の議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第25号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布、同年４月１日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じましたので、３月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正内容につきましては、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い、従来の軽自動車税種別割を軽自動車税とする規定の整備、軽自動車税に係るグリーン化特例を延長する規定の整備、個人町民税に係る所得割の課税標準を変更する規定の整備、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を延長する規定の整備等であります。

そのほか、町税条例において適用する地方税法等の条項ずれによる改正や文言の整理などを行ったものであります。

次に、議第26号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について申し上げます。

令和７年度税制改正による個人住民税の給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、令和８年度の介護保険料の算定に係る特例が定められたことに伴い、保険料算定について特例減免を行うための規定を整備するため、条例の一部を改正する必要が生じましたので、３月31日に専決処分させていただいたものであります。

主な改正内容について申し上げます。令和８年度に限り、介護保険法施行令の改正の影響により、住民税課税者として判定された者のうち、令和７年度住民税非課税であった者は、保険料算定において住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることと、当該減免は申請によらず行うことができるとするものであります。

次に、議第27号令和８年度河北町一般会計第１回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,367万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億2,704万7,000円とするものであります。

その内容につきまして歳出から順を追って申し上げますが、人件費につきましては、職員の人事異動などに伴い、給料、職員手当など共済費について各款にわたり組替えを行うものでありますので、職員の人件費以外のものについてご説明申し上げます。

３款民生費の国民年金費では、令和８年度の年金制度改正に伴い、年金システムの改修費用を追加するものであります。

５款労働費の職業訓練センター費では、老朽化により故障した第１教室のエアコンの更新費用を追加するものであります。

６款農林水産業費の農業振興費では、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営基盤強化のため、地域農業構造転換支援事業費補助金を追加するものであります。

林業振興費では、熊やイノシシなどの野生鳥獣による被害を防止し、現場の対応力を強化するため、捕獲用のくくりわな購入費用を追加するとともに、山形県猟友会西村山支部河北分会の活動を支援する費用を増額するものであります。

10款教育費の給食センター費では、給湯用ボイラーが経年劣化により不具合を生じているため、修繕に係る費用を追加するものであります。

以上が歳出の概要であります。

次に、歳入について申し上げます。

１款町税では、令和８年度税制改正により軽自動車の取得時に課税される環境性能割が廃止となり、軽自動車の所有者に課税される軽自動車税種別割が軽自動車税に名称変更されたことに伴い、軽自動車税及び旧法による税を補正するものであります。

10款地方特例交付金では、令和８年度税制改正による軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、当該税目における減収見込額を計上するものであります。

15款国庫支出金では、個人番号カード交付事務費補助金等を増額するものであります。

16款県支出金では、地域農業構造転換支援事業費の補助金等を追加するものであります。

19款繰入金では、ふるさと応援基金繰入金を歳出に合わせて補正するほか、歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金からの繰入れを減額するものであります。

以上が令和８年度河北町一般会計第１回補正予算の概要であります。

次に、議第28号令和８年度河北町水道事業会計第１回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出の予定額について、第１項の営業費用に、４月の人事異動に伴う人件費など671万5,000円を増額し、水道事業費用を４億9,250万7,000円とするものであります。

以上が令和８年度河北町水道事業会計第１回補正予算の概要であります。

次に、議第29号令和８年度河北町下水道事業会計第１回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出の予定額について、第１項の建設改良費に、４月の人事異動等に伴う人件費32万3,000円を増額し、資本的支出を４億2,465万5,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は損益勘定留保資金などで補塡し、補塡する額を32万3,000円増額し、１億8,350万5,000円とする予定であります。

以上が令和８年度河北町下水道事業会計第１回補正予算の概要であります。

次に、議第30号河北町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、河北町こども計画を策定するに当たり、子ども・子育て支援法及びこども基本法に基づいた会議を運営するため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

次に、議第31号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

次に、議第32号第３号源泉掘削工事請負契約の締結について申し上げます。

去る５月25日、３者による条件付一般競争入札を執行いたしましたところ、株式会社髙田地研、代表取締役、髙田誠が落札し、２億1,670万円で契約するものであります。工期は、令和９年３月26日までとしております。工事内容は、べに花温泉ひなの湯敷地内において第３号源泉を掘削するものであります。

次に、議第33号サハトベに花自家発電機等更新工事請負契約の締結について申し上げます。

去る５月25日、３者による条件付一般競争入札を執行いたしましたところ、東北電化工業株式会社寒河江営業所、所長、佐藤政明が落札し、9,009万円で契約するものであります。工期は、令和９年２月26日までとしております。工事内容は、自家発電機等の更新に係る電気及び建築工事一式であります。

次に、議第34号河北町民体育館外部改修工事請負契約の締結について申し上げます。

去る５月25日、１者による条件付一般競争入札を執行いたしましたところ、升川建設株式会社、代表取締役社長、升川大和が落札し、２億1,780万円で契約するものであります。工期は、令和９年２月26日までとしております。工事内容は、河北町民体育館外部改修に係る建築工事一式であります。

次に、議第35号自走式仮設水洗トイレカーの取得について申し上げます。

去る５月27日、３者による自走式仮設水洗トイレカー１台の指名競争入札を執行いたしましたところ、日本防災工業株式会社山形営業所、所長、渡辺秀人が落札し、1,261万9,764円で契約するものであります。納入期限は、令和９年３月19日までとしております。

次に、議第36号災害用可搬式冷房機器の取得について申し上げます。

去る５月27日、３者による災害用可搬式冷房機器18台の指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社岸電気商会、代表取締役、岸欽一が落札し、2,332万円で契約するものであります。納入期限は、令和８年12月25日までとしております。

次に、議第37号河北町固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、今田秀喜氏が令和８年６月30日に任期が満了いたしますので、引き続き同人を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、提案するものであります。

以上、本定例会に提案しております13議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長　以上で提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長　日程第６、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議事の都合上、議第25号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について、議第26号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について、議第32号第３号源泉掘削工事請負契約の締結について、議第33号サハトベに花自家発電機等更新工事請負契約の締結について、議第34号河北町民体育館外部改修工事請負契約の締結について、議第35号自走式仮設水洗トイレカーの取得について、議第36号災害用可搬式冷房機器の取得について、議第37号河北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

初めに、議第25号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長　議第25号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてご説明申し上げます。

令和８年度の税制改正に伴い、地方税法の

一部を改正する法律等が公布及び施行されたことを受けて、町税条例の一部を改正するものであります。

第８条は、軽自動車税種別割が廃止されたため、納税証明事項を軽自動車税について定めるものであります。

第９条の２は、軽自動車税環境性能割が廃止されたため、環境性能割の延滞金の納付に係る規定を削除するものであります。

第18条の第３項は、特定大口株主配当等を特定配当等に追加することにより、町民税の課税標準を変更するものであります。

第62条は、軽自動車税種別割が廃止されたため、これに代わり軽自動車税を所有者に賦課することを定めるものであります。

第62条の２は、軽自動車税環境性能割が廃止されたため、軽自動車の所有者を留保する買主を所有者とみなして、軽自動車税を賦課することを定めるものであります。

第62条の４から第62条の９までは、軽自動車税環境性能割が廃止されたため、環境性能割に関する規定を削除するものであります。

第63条から第70条までは、軽自動車税種別割が軽自動車税に改められたことにより、規定の文言を軽自動車税に改め、法律改正に伴う項ずれを反映するものであります。

制定附則で定める個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、不要となる附則第４条の３を削除し、条ずれを反映するものであります。

制定附則第５条は、肉用牛の販売による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を３年間延長するものであります。

附則第７条の２は、固定資産税の課税標準の特例を改めるものであります。

附則第７条の３は、法律の改正に伴う項ずれを反映するものであります。

附則第12条の２から第12条の６までは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、賦課徴収の特例等の規定を削除するものであります。

附則第13条及び附則第13条の２は、軽自動車税種別割を軽自動車税に改めるとともに、軽自動車税の税率の特例を２年間延長し、項ずれを反映するものであります。

附則第13条の３から附則第14条までは、法律改正に伴う項ずれを反映するものであります。

附則第14条の２は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例を３年間延長するものであります。

附則第15条から附則第25条までは、法律改正による項ずれを反映するものであります。

本則の附則第１条は施行期日を令和８年４月１日と定め、第２条は固定資産税に関する経過措置、第３条は軽自動車に関する経過措置、第４条は都市計画税に関する経過措置を定めるものであります。

以上が専決処分させていただきました主な内容となります。よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長　担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（11番の通告あり）

確認します。11番。落ちありませんか。

それでは、「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員）　第９条の２の改正について伺います。延滞金の計算に関する条文、番号の整理がなされていますが、税率自体は変更されておりません。

そこで、伺います。今回の改正に伴い、町内の税務システムや帳票類の改修は必要となるのか、伺います。

第62条の２の改正について伺います。所有権留保のみなし所有者や、所有者が課税できない場合の使用者課税など、住民が誤解しや

すい部分が整理されております。

そこで、伺います。町として、所有者、使用者の区分やみなし所有者の考え方について、住民に分かりやすく説明するための改善策をどのように検討しているのか、また、販売店との情報連携は十分か、伺います。

第68条の３、減免制度の条文整理が行われましたが、実務上は書類が多く、住民にとって分かりにくいと考えます。

そこで、伺います。町として、減免申請の手続簡素化や案内文書の改善を検討しているのか、また、オンライン申請や事前相談体制の強化についての考えを伺います。

附則第７条の３等、住宅耐震、省エネ等の特例に関する条文整理が行われましたが、町内での利用者数は多いのか、伺います。町として、これらの特例制度の周知をどのように強化するのか、伺います。また、申告期限が工事完了後３か月以内とあります。申告期限を過ぎてしまう住民への対応方針を伺います。

附則第５条、肉用牛の売却所得に係る町民税の特例が令和12年度まで延長されました。町内農家の利用件数や周知状況をどのように把握しているのか、また、町としての農業支援との整合性をどのように図るのか、伺います。

以上、お伺いします。

○丹野貞子議長　４点ですか。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午前９時４５分

再　開　　午前９時４９分

○丹野貞子議長　休憩を解いて再開します。

ただいまの石垣議員の質疑なんですけれども、今回の条例改正の内容以外のものも含まれておりますので、条例改正の内容で答えられるものだけを答えていただくことでよろしいですか。

それでは、「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長　それでは、延滞金についてご説明申し上げます。

延滞金について、改正後の第９条の２で、１か月を経過した日から14.6％、１か月を経過するまでは7.3％と定めているところであります。

附則第２条の２、延滞金の割合の特例により、令和８年度は１か月を経過しないものは2.8％、１か月を経過した日から9.1％としております。

今回の延滞金の割合については、その年の延滞金特例基準割合により見直されているものであり、システムについては割合の変更処理のみの対応で足りて、システム改修や帳票変更の必要はありませんということになります。

次に、軽自動車税についてですけれども、軽自動車税は、条例第62条にあるように、軽自動車の所有者に課税されるものであります。ただ、軽自動車の所有形態として、自動車ローンを活用し購入するなど、所有者を留保するケースもあり、そのような場合については使用者を所有者とみなして課税されております。

軽自動車税のみなす課税、いわゆる使用者課税の届出については、軽自動車購入時に販売店または購入者本人からの申請に基づくものであって、手続自体は従来と変わるものではないと。全国で統一された制度でありますので、販売店において周知されていると理解しております。軽自動車購入時に関することなので、住民に広く周知するものではないと考えております。

以上です。

○丹野貞子議長　「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員）　終わります。

○丹野貞子議長　11番石垣光洋議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第25号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分については、原案のとおり承認することに決定しました。

○丹野貞子議長　次に、議第26号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「日下部健康福祉課長」

○日下部敦子健康福祉課長　おはようございます。

議第26号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてご説明申し上げます。

令和７年度税制改正による個人住民税に係る給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われ、令和８年度の介護保険料の算定に関する特例が定められたことにより、保険料算定について特例減免を行うための規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

附則第９条第１項は､減免の要件について、令和８年度分の市町村民税が課されているものとみなされることにより、保険料率の高い段階に決定されるときは、当該第１号被保険者の令和８年度分の保険料を減免するものと定めるものであります。

同条第２項は、減免後の保険料の額を介護保険法施行令改正前の保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とすることを定めるものであります。

同条第３項は、保険料の減免について、保険料の納付義務者の申請を要しないこととするものであります。

附則として、施行日を令和８年４月１日と定めるものであります。

以上が専決処分させていただきました主な内容であります｡よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長　担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（11番の通告あり）

確認します。11番。落ちありませんか。

それでは、「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員）　河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、附則第９条が追加されております。みなし課税者がいる世帯の保険料段階が不当に上がるのを防ぐ減免措置であるが、令和８年度のみなし課税者に該当する町民は多いのか、伺います。

今回の減免措置により、総額でどの程度の保険料軽減が見込まれるのか、伺います。

附則第３項に申請を要しないとあるが、町の運用としても完全に申請不要で自動適用と理解してよいのか、伺います。

今回の減免措置により、介護保険特別会計にどの程度の減収が生じる見込みなのか、伺います。

減収分は､国の財政措置で補填されるのか、また、町の基金を取り崩すのか、伺います。

令和９年度以降の保険料水準に影響は出ないか、伺います。

以上、伺います。

○丹野貞子議長　「日下部健康福祉課長」

○日下部敦子健康福祉課長　６点のご質問かと思います。

まず１点目、みなし課税者がいる世帯の保険料段階が不当に上がるのを防ぐ減免措置ということで、今回の課税者に該当する町民の数が多いのかということでございますが、今回の減免の対象者につきましては、２つの要件に該当する方が該当するとされております。まず１点目が、第１号被保険者またはその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和７年度と令和８年度の各年度の市・町民税が非課税の者、２点目が、給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和８年度も引き続き市町村民税が非課税となるよう、令和７年度中に給与所得控除の引上げ分の範囲内で就労調整を行った者とされております。

こういった要件に当てはまる方ということで、現在、税務町民課のほうで賦課作業をしているところでございますので、正確な数字ではございませんが、９名程度としております。

２点目、総額でどの程度の保険料軽減が見込まれるかというところでもございますが、こちらも現在賦課作業中でございますので、賦課の確定がまだされていないということで、金額についてはお示しすることはできないところでございます。

３点目ですが、今回の該当者について、申請は完全に不要なのかというところは、こちらはシステム上で処理するものとなりますので、申請は不要ということになります。

４点目、今回の減免措置により介護保険特別会計にどの程度の影響が出るかということでございますが、こちらも先ほど申し上げましたとおり賦課作業中ですので、賦課額が決定すればはっきりしますが、現在のところは不明ということでございます。

５点目ですが、減収分は国の財政措置で補塡されるのか、町の基金を取り崩すのかというところでございますが、特例減免の適用により生じる保険料収入の減少分について、当該差額分そのものを対象として国が特別に財政補塡を行うことは想定していないということで国のほうからお聞きしております。ただし、低所得者軽減に係る国庫負担及び調整交付金につきましては、通常のルールに基づき算定されるということになっております。

最後に６点目でございますが、令和９年度以降の保険料水準に影響は出ないのかということでございますが、今年度、第10期介護保険事業計画を策定中になっております。今回の税制改正につきましては令和８年度限りの措置ということになっておりまして、令和９年度以降の保険料につきましては、今回策定中の第10期介護保険事業計画の中で算定することとなっておりますので、令和９年度以降の保険料には影響しないということで考えております。

以上です。

○丹野貞子議長　「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員）　終わります。

○丹野貞子議長　以上で11番石垣光洋議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第26号河北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分については、原案のとおり承認することに決定しました。

○丹野貞子議長　次に、議第32号第３号源泉掘削工事請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「松田商工観光課長」

○松田浩一商工観光課長　議第32号第３号源泉掘削工事請負契約の締結について説明申し上げます。

現在のひなの湯の第２号源泉は、1985年、掘削を行って、開湯以来40年経過しております。その間、時折、最近の事情としまして、濁度が高くなったり、温度が幾分低下するような障害が起こる状況になっていると。こういった状況を踏まえまして、安定した湯量と温度を確保するために、新たな源泉の選定を目的に、令和６年、第３号源泉掘削候補地選定調査を行いました。その結果、ひなの湯入り口付近の南側駐車場の南西部分を候補地として決定したところでございます。

そのことを受けまして、温泉掘削の申請に関する手続を行いまして、山形県の自然環境保全審議会温泉部会でその許可を得たところでございます。そういった経過を踏まえまして、今回、掘削工事の契約を締結するといった運びになっております。

以上でございます。

○丹野貞子議長　担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（６番の通告あり）

確認します。６番。

それでは、「６番木村章一議員」

○６番（木村章一議員）　議第32号第３号源泉掘削工事請負契約の締結について質疑いたします。

完成を令和９年３月26日と定めての発注になるということでありますけれども、作業の範囲について確認しておきたいと思います。この工事が完成したら現在の施設まで接続する工事が全部完了するということなのか、それとも、例えばくみ上げポンプとか、それから源泉からの配管工事、そういった工事は別になるかということについてお聞きしたい。

なおかつ、そういうことですから、来年３月26日の完成をもって、すぐにひなの湯でこの新しいお湯が使えるのか、それとも、もっと後になるかと。もし後であれば、いつ頃かということについて確認しておきたいと思います。

以上、質疑します。

○丹野貞子議長　「松田商工観光課長」

○松田浩一商工観光課長　ただいまの質疑についてですけれども、今回の工事はあくまでも掘削のみでございます。工期を３月末としていますが、この掘削の状況を見まして、次に源泉動力装置の設置許可申請というのが必要になってきます。これは揚湯ポンプなどの動力装置取付けの設置許可申請になりますが、掘削の状況に応じてなのですが、当初の今の段階での予定としましては、今年度、掘削を進めまして、この動力装置の許可の申請書を作成するところの委託業務までを令和８年度に行いたいと。実際の申請は、来年度の山形県の自然環境保全審議会の温泉部会にかけたいと思っております。その後、動力装置の設置と、あとは既存の送湯管に接続する送湯管敷設工事等は来年度、令和９年度に予定しており、令和10年４月の供用開始を今のところは目指しているという状況でございます。

○丹野貞子議長　「６番木村章一議員」

○６番（木村章一議員）　分かりました。

○丹野貞子議長　以上で６番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第32号第３号源泉掘削工事請負契約の締結については、原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長　次に、議第33号サハトベに花自家発電機等更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長　議第33号サハトベに花自家発電機等更新工事請負契約の締結について申し上げます。

去る５月25日、３者による条件付一般競争入札を執行しましたところ、寒河江市西根北町９番地27号、東北電化工業株式会社寒河江営業所、所長、佐藤政明が落札し、9,009万円で契約するものであります。

本工事は、河北町総合交流センターサハトベに花の自家発電機等の更新に係る電気及び建築工事一式であり、工期は令和９年２月26日までとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長　担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第33号サハトベに花自家発電機等更新工事請負契約の締結については、原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長　次に、議第34号河北町民体育館外部改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長　議第34号河北町民体育館外部改修工事請負契約の締結について申し上げます。

去る５月25日、１者による条件付一般競争入札を執行しましたところ、河北町谷地甲1083番地、升川建設株式会社、代表取締役社長、升川大和が落札し、２億1,780万円で契約するものであります。

本工事は、河北町民体育館の外部改修に係

る建築工事一式であり、工期は令和９年２月26日までとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長　担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（６番、10番の通告あり）

確認いたします。６番、10番。落ちありませんか。

それでは、「10番鈴木英友議員」

○10番（鈴木英友議員）　外周工事一式となりますけれども、契約金額は２億ちょっとになるわけなので、主立った工事内容を教えていただきたいと思います。

○丹野貞子議長　「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長　工事一式ということでご説明申し上げましたが、大きく分けて外部の改修工事なんですが、外壁の塗装工事と屋根の塗装工事、あと防水補修工事が主なものとなります。そのほかに、電気工事についても一部取り外して再設置というようなこともありますので、大きくは３つの工事となろうかと思います。

○丹野貞子議長　「10番鈴木英友議員」

○10番（鈴木英友議員）　外部一式ということで今のは分かるんですけれども、特に体育館のほうを見てみますと、目立つのは体育館入り口の階段部分のタイルが剝がれているとか、かなり目につくところがあるわけなんですけれども、そういう部分、一番目につくのは私はそこだと思っているんですけれども、入り口部分の階段のタイル補修工事には大体どのぐらい見ているんですか。それは、今回の工事一式にはもちろん入っているわけですよね。

○丹野貞子議長　「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長　今回の工事につきましては、昨年度、令和７年度に設計業務を委託して、長寿命化計画に基づいて、まず優先的にどこから工事を行うのかというようなところで、昨年度の設計の段階では、特に傷んでいる屋根、雨漏り等があるということで、屋根、外壁等を優先的に行うものであります。

今お話にありました玄関のタイルが剝がれているというのも、今年になって大分傷みが激しくなっているということで、今回の設計の中には外部の、いわゆる階段のタイルの工事については計上というか、入っていない状況になっています。

○丹野貞子議長　「10番鈴木英友議員」

○10番（鈴木英友議員）　そうすると、町民が利用すると考えて、まず一番の危険度というのはやはり体育館の入り口になるわけですので、その工事というのは別に見ているということか､それでも工事をしないということですか、補修工事は。予算は別に見ているということで考えてよろしいんですか。

○丹野貞子議長　「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長　現在の予算の中には盛り込まれておりませんが、確かに目立つといいますか、玄関先でタイルの剝がれがありますので、改めてそこは検討していきたいと考えております。

○丹野貞子議長　以上で10番鈴木英友議員の質疑を終わります。

次に、「６番木村章一議員」

○６番（木村章一議員）　議第34号について、私も質疑いたします。

私もその工事の範囲についてなんですけれども、今のほかに、ガラス窓関係とか、それから外に出入りできる扉とか、その辺のところまで含むのかどうかについて説明を求めます。

○丹野貞子議長　「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長　ガラス窓、扉ということですが、結論から申し上げて、この工事の中身には入っておりません。特に屋根あるい

は防水、外壁の塗装ということを主な工事内容としているところであります。

○丹野貞子議長　「６番木村章一議員」

○６番（木村章一議員）　ガラス窓とか扉などの傷んでいるとか不具合とか、そういうのはチェックして問題ないと判断しているということでしょうか。それとも、今回含んでいないというだけで、いずれ将来はそこは見直しといいますか、修繕等の目で見て対応すると、すべきところだと見ているのか、お聞きします。

○丹野貞子議長　「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長　今回の工事については、昨年度、優先順位も含めて、どこからどのように手をかけて修理、修繕していけばいいのかというようなところの設計業務を委託して、確かにいろんな箇所の傷みというのはありますけれども、各種補助金とか起債を、いわゆる地方債を活用して今回は計画的に外部改修工事をということで、外壁あるいは屋根等の内容を中心に優先的に改修するものであります。いろんな傷み、修繕箇所もありますので、そこは別途、これから計画を立てながら優先順位を立て、修理、修繕していこうという考えでございます。

○丹野貞子議長　以上で６番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第34号河北町民体育館外部改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長　次に、議第35号自走式仮設水洗トイレカーの取得についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部防災危機管理課長」

○軽部広文防災危機管理課長　議第35号自走式仮設水洗トイレカーの取得について申し上げます。

去る５月27日、３者によりまして自走式仮設水洗トイレカー１台の指名競争入札を執行しましたところ、日本防災工業株式会社山形営業所、所長、渡辺秀人が落札し、1,261万9,764円で契約するものであります。納入期限につきましては、令和９年３月19日までとしております。

この購入につきましては、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用しまして、避難所生活環境の改善を図るため購入するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長　担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（６番の通告あり）

確認します。６番。落ちありませんか。

それでは、「６番木村章一議員」

○６番（木村章一議員）　議第35号について質疑いたします。

こういったものは、まず運用法を決めてどんなふうに使えるということで当然購入を決定するわけですけれども、これが納入された後の管理と運用法について、どのように決め

ているのかについて説明を求めます。

○丹野貞子議長　「軽部防災危機管理課長」

○軽部広文防災危機管理課長　まず、１点目の管理につきましては、町のほうで管理をする予定でございます。なお、保管場所につきましては、役場南側にございます消防ポンプ庫の一角を管理場所として保管する予定でございます。

２点目の運用方法につきましては、有事の際はもちろんのこと、平時の利活用につきましては、防災訓練等で展示公開するなどしまして、防災意識の向上を図るといった取組を考えております。また、各地域におかれましての自主防災組織の活動や災害ボランティアの運営を担う社会福祉協議会などの活用も考えているところであります。イベント等への貸出しにつきましては、使った後、活用した後、原状に回復していただくことなども想定されることから、今後検討してまいりたいと思っております。

あと、ほかの要請が来た場合においての貸出しも検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○丹野貞子議長　「６番木村章一議員」

○６番（木村章一議員）　特に私が懸念するのは、運用した後、原状に復旧すると、借りる前の状況で返すということがなかなか手間で、本当に防災のとき使う、せっぱ詰まったときだったら使うかもしれないので、そうでないとなかなか、ここに物はあるけれども、見ていただいて使わないでくださいみたいなものになりはしないかというふうなところでの運用は、十分に研究すべきところかなと。逆に、もう使ってくださいと、原状復旧は町のほうでしますよみたいなことまでするとかという運用をしっかり考えないと、なかなかなじまない設備というか、ものになってしまうのではないかなと思うので、その辺は十分考えていただきたいんですが、いかがですか。

○丹野貞子議長　「軽部防災危機管理課長」

○軽部広文防災危機管理課長　その点につきましては、今後、十分検討させていただければと思っております。

以上です。

○丹野貞子議長　「６番木村章一議員」

○６番（木村章一議員）　終わります。

○丹野貞子議長　以上で６番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第35号自走式仮設水洗トイレカーの取得については、原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長　次に、議第36号災害用可搬式冷房機器の取得についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部防災危機管理課長」

○軽部広文防災危機管理課長　議第36号災害用可搬式冷房機器の取得についてご説明申し上げます。

去る５月27日、３者によりまして災害用可搬式冷房機器18台の指名競争入札を執行しま

したところ、株式会社岸電気商会、代表取締役、岸欽一が落札し、2,332万円で契約するものであります。納入期限は、令和８年12月25日までとしております。

なお、この事業につきましては、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用しまして、避難所生活環境の改善を図るため購入するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長　担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（６番、10番の通告あり）

確認いたします。６番、10番。落ちありませんか。

それでは、「10番鈴木英友議員」

○10番（鈴木英友議員）　私から２点お聞きします。

この可搬式冷房機器の導入ということなんですけれども、これの管理運用についてどのように考えていらっしゃるか､お聞きします。

あともう一つは、18台購入ということですが、これは一括で18台購入するのか、それとも随時ということなのか、その辺の内容も教えていただきたいと思います。

○丹野貞子議長　「軽部防災危機管理課長」

○軽部広文防災危機管理課長　このたびの購入台数18台におかれましては、町内６つの小学校に２台ずつ、溝延、北谷地、西里のセンターに２台ずつ、合計しまして18台の購入を予定しているところであります。

管理につきましては、町のほうで管理をいたしまして、運用につきましては、有事の際の運用ということと、あとは暑さ対策といたしまして、平常時におきましては熱中症対策の活用も想定しているところでございます。

このたびの納入につきましては、18台分、一括での発注とさせていただいておりますが、納入につきましては、この冷房機自体が量産体制で作っているということがないということで、２回に分けて納入をする予定でございます。時期については、現在調整中でございます。

○丹野貞子議長　「10番鈴木英友議員」

○10番（鈴木英友議員）　終わります。

○丹野貞子議長　以上で10番鈴木英友議員の質疑を終わります。

次に、「６番木村章一議員」

○６番（木村章一議員）　議第36号について質疑いたします。

今も質疑がありましたけれども、災害用ということですが、答弁で災害と言いながら、熱中症というのがもう日常的に毎年襲ってくる災害みたいな、そういった認識もあって、最初からもう配置しておくと。どこからか号令がかからないと使わないのではなくて、配置したその現場の判断で使っていくと、そういうようなものかどうかについて確認をしておきたいと思います。

○丹野貞子議長　「軽部防災危機管理課長」

○軽部広文防災危機管理課長　熱中症につきましては、このたび配置される予定の場所で、その判断において利用いただければと考えているところであります。

○丹野貞子議長　「６番木村章一議員」

○６番（木村章一議員）　終わります。

○丹野貞子議長　以上で６番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛

成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第36号災害用可搬式冷房機器の取得については､原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長　次に、議第37号河北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「日塔防災・危機管理監兼総務課長」

○日塔俊浩防災・危機管理監兼総務課長　議第37号河北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

河北町固定資産評価審査委員会委員、今田秀喜氏につきまして、その任期が令和８年６月30日で満了することから、地方税法第423条第３項の規定により、その後任として、引き続き、河北町大字田井字中曽根187番地２、今田秀喜氏を選任したく提案申し上げるものでございます。

なお、今田秀喜氏の略歴につきましては、別紙に記載のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長　担当課長の説明が終わりました。

お諮りします｡本議案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本議案については、質疑、討論を省略し､直ちに採決することに決定しました。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第37号河北町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○丹野貞子議長　以上で本日の日程は全部終了しました。

明日６月５日は、議案調査のため休会となります。

また、６月６日及び７日は、土曜、日曜日のため休会となります。

６月８日は、午前９時までご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

午前１０時３４分　散　会